

保育料無償化にかかる認定申請のご案内(認可外保育施設用)

無償化の対象となるには、認定を受ける必要があります。
認定希望日前までに申請書をご提出ください。

1 認定区分と無償化の内容

年齢	認定を受ける要件	認定区分	支給額上限
3～5歳児 (平成29年4月2日～ 令和2年4月1日生)	保育の必要性があること	新2号認定	37,000円/月
0～2歳児 (令和2年4月2日生～)	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること	新3号認定	42,000円/月

2 保育の必要性について

以下のいずれかに該当することにより保育の必要性が認定されます。

項目	内 容	摘 要
① 就 労	・ <u>1か月に48時間以上</u> 労働することを常態としている場合	採用、復帰の7日前から就学前まで
② 出 産 等	・ 妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合	<u>予定日の2か月前から出産後3か月の末日まで</u>
③ 保護者の 病気・障がい	・ 保護者が疾病や負傷している場合 ・ 保護者が精神や身体に障がいを有している場合	事由が継続していれば就学前まで
④ 病人の看護	・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時看護している場合	
⑤ 災害の復旧	・ 火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合	復旧に要する期間
⑥ 求 職 中	・ 保護者が求職活動をしている場合 ※就労が決定した場合は速やかに届け出てください。	<u>求職活動の開始から3か月の末日まで</u>
⑦ 就学・ 職業訓練	・ 学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合	事由が継続していれば就学前まで
⑧ 児童の虐待・ DV等	・ 児童の虐待又は再発のおそれがある場合 ・ 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
⑨ 育児休業・ 育児に専念	・ 育児に専念している場合	<u>産後12か月の末日まで</u>
⑩ そ の 他	・ 上記に類する状態にある場合	

3 申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- 保育の必要性を証明する書類（以下を参照）

事由	必要書類
① 就 労	・「就労証明書」
② 出 産 等	・「母子手帳」(写) ※表紙及び出産予定日が記載されているページ
③ 保 護 者 の 病 気 ・ 障 が い	・「医師の診断書」(写) 又は「病気・療養証明書」 ・「身体障がい者手帳」(写)、「療育手帳」(写) 「精神障がい者保健福祉手帳」(写)
④ 病人の看護	・「看護証明書」
⑤ 災害の復旧	・「り災証明書」(写)
⑥ 求 職 中	・「ハローワーク受付票」(写) 又は「雇用保険受給資格者証(両面写)」
⑦ 就学・職業訓練	・「在学証明書」
⑧ 児童の虐待・DV等	・保護命令、その他虐待又はDVの被害者であることの証明書
⑨ 育児休業・育児に専念	・「母子手帳」(写) ※表紙及び誕生日が記載されているページ
⑩ そ の 他	子育て支援課へご相談ください。

○ マイナンバーの利用に関する同意書

あわせて以下の証明書類の写しを添付してください。

□個人番号確認書類

マイナンバーカード（裏面）、通知カード、個人番号記載の住民票

※ 記載された氏名、住所等の変更手続きがされているもの

□本人確認書類

マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カード等

【例】・マイナンバーカード（表面、裏面）

・マイナンバー記載の住民票＋運転免許証等

4 その他

- ・保育の必要性の事由に該当する証明書類は、父、母それぞれの証明書が必要です。
- ・保育の必要性が変更になった場合は、手続きが必要ですので、速やかに証明書類を御提出ください。

(例) 出産予定があり、産前休暇を取得する場合…母子手帳の写し

仕事を退職し、求職活動をする場合…ハローワーク受付票（写）

5 問合せ先

鹿屋市役所 子育て支援課 保育幼稚園係（市役所1階⑩番窓口） TEL 31-1134